

豚・イノシシの飼養者のみなさま 飼養衛生管理基準の自己点検と報告をお願いします！

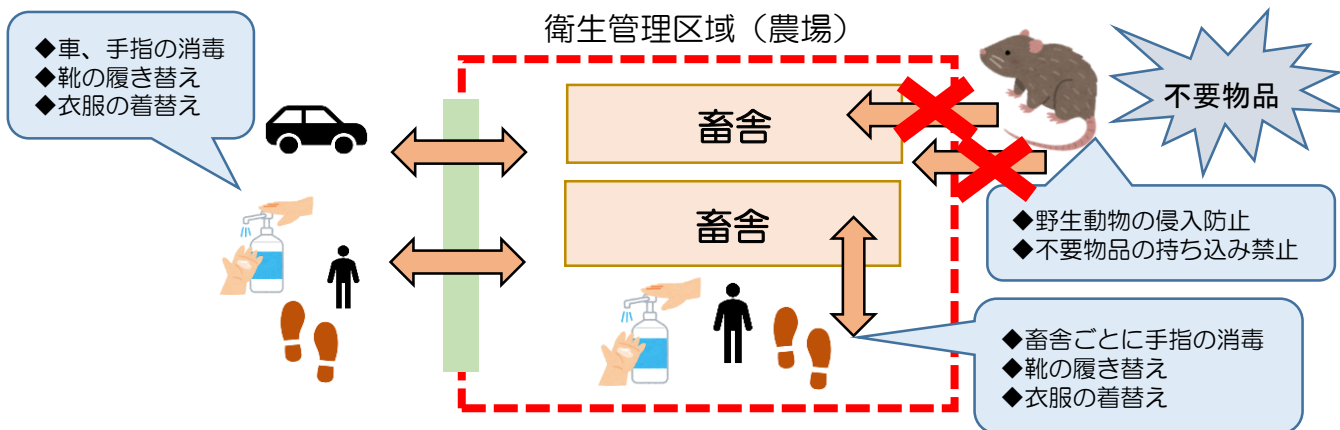
野生イノシシに豚熱がまん延しており、国内での発生が継続しています。

昨年10月には県内の養豚農場においても発生がありました。

つきましては、飼養衛生管理の強化のため、8月に引き続き、下記7項目の自己点検を実施いただき、別紙様式により家畜保健衛生所まで報告をお願いします。

11月分の報告期限は11月25日（金）です。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15）
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16）
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17）
- ④ 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目25）
- ⑤ 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目26）
- ⑥ 畜舎外での病原体の汚染防止（項目28）
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（項目32）



万一、特定症状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に連絡するとともに、豚等を農場から移動させないで下さい。

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052